

名古屋市天白区役所における
広告付き行政情報モニター設置事業
入札後資格確認型一般競争入札 **郵送方式**

入 札 案 内 書

入札書提出期限：令和7年12月18日(木)

開 札 日：令和7年12月22日(月)

名 古 屋 市

入札の前には必ず本案内書をお読みください。

目 次

◇ 入札のあらまし.....	P 1
◇ 入札説明書.....	P 3
第1 設置場所等	P 3
第2 参加者の資格	P 4
第3 広告の掲出条件	P 5
第4 入札方法等	P 7
第5 入札金額	P 9
第6 入札	P 9
第7 開札（落札候補者の決定）	P 10
第8 競争入札参加資格確認申請	P 10
第9 落札者の決定	P 12
第10 契約の締結	P 12
第11 広告料等の納入	P 12
第12 契約保証金	P 12
第13 問い合わせ先	P 13
◇ 仕様書.....	P 14
◇ 契約書（案）	P 21
◇ 名古屋市広告掲載要綱・基準.....	P 33
◇ 名古屋市天白区広告掲載要綱.....	P 38
◇ 行政財産目的外使用許可条件.....	P 44
<各種様式・記載例>	
◇ 入札書を封入する中封筒.....	P 45
◇ 入札書の郵送用外封筒.....	P 46
◇ 入札書.....	P 47
◇ 委任状.....	P 49
◇ 競争入札参加資格確認申請書.....	P 51
◇ 法人役員等に関する調書.....	P 53
◇ 履行実績調書.....	P 55
◇ 本店、支店、営業所等所在地確認書.....	P 57

入札のあらまし

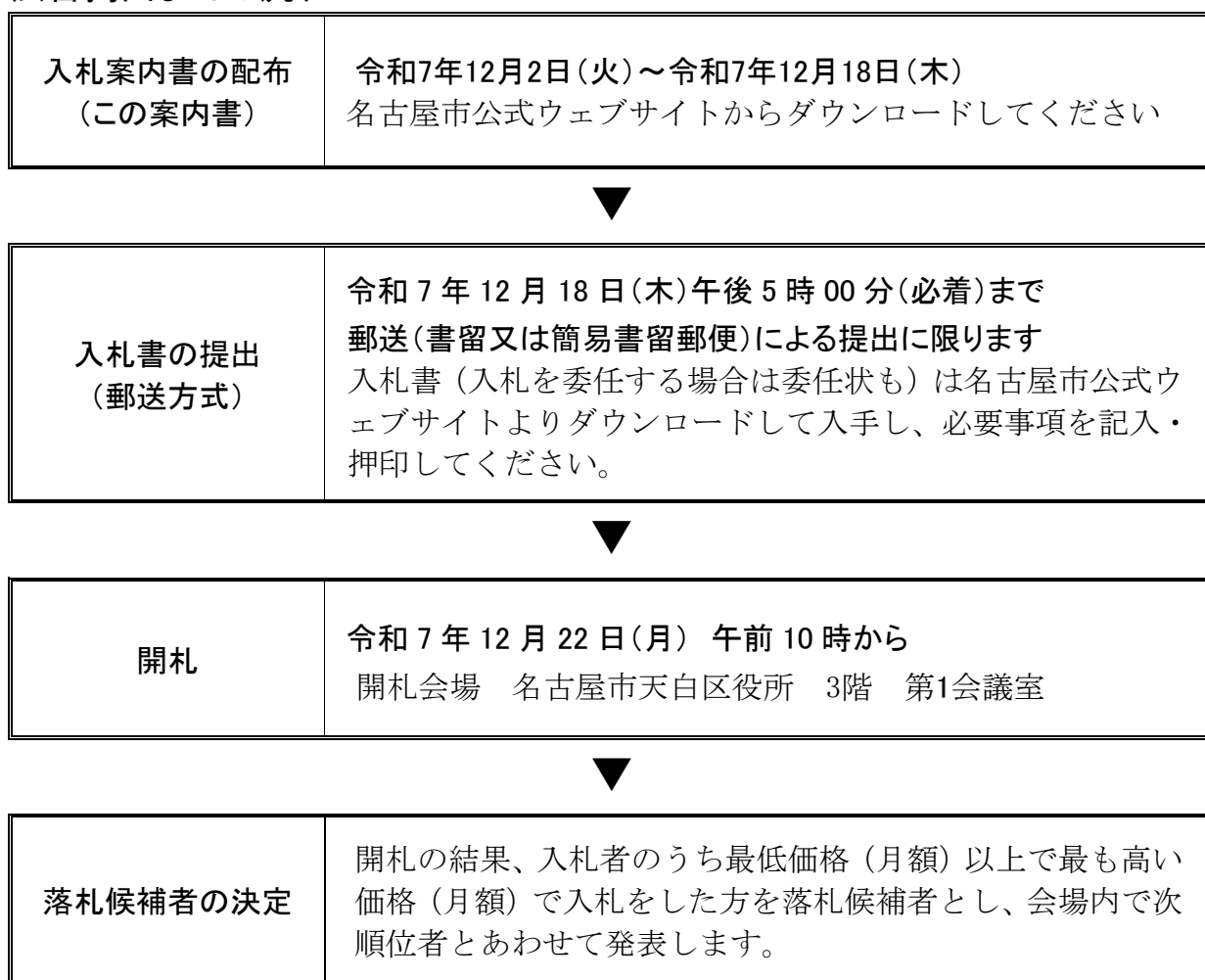


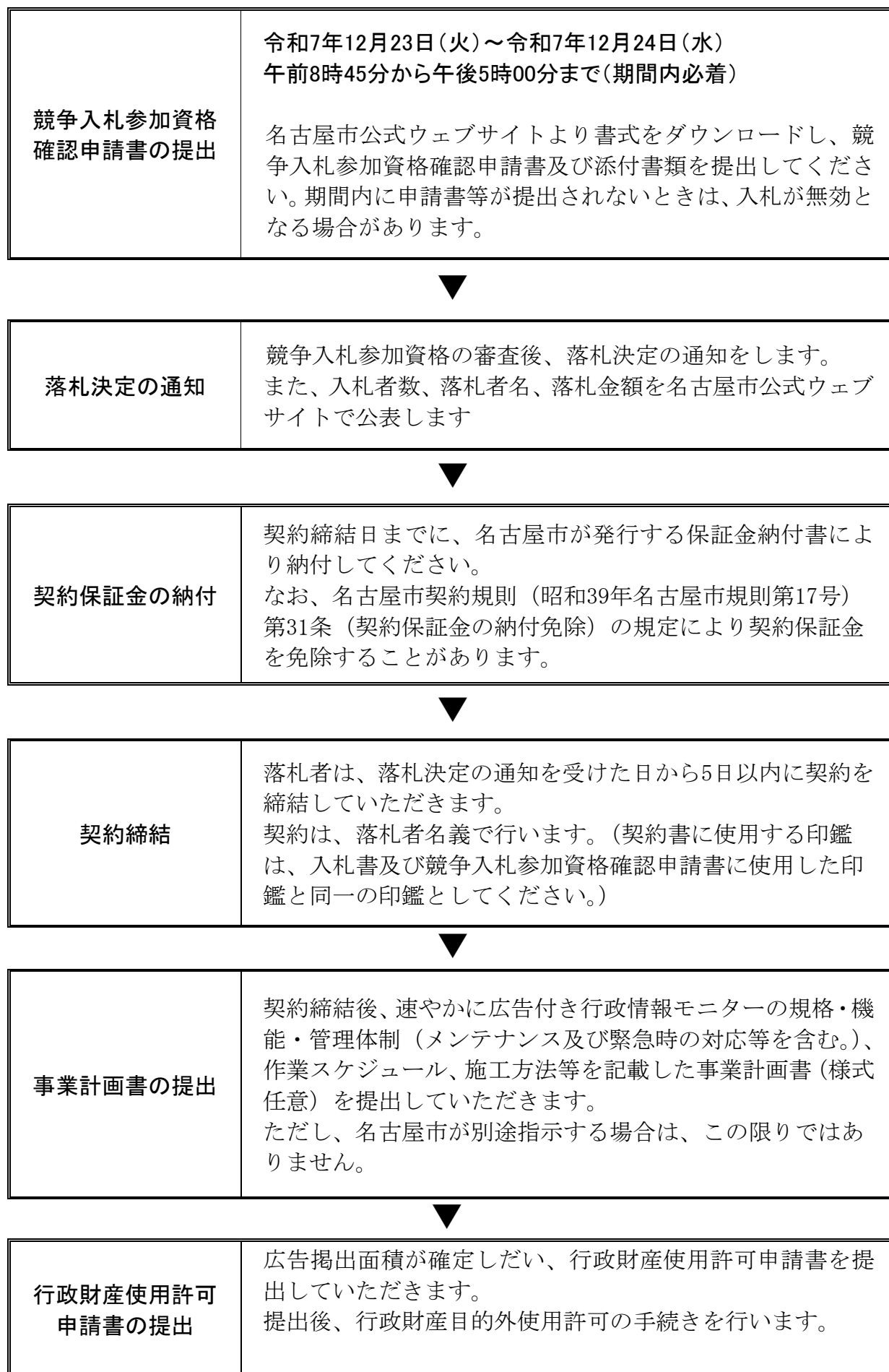
名古屋市天白区役所における広告付き行政情報モニター設置事業は、天白区役所の指定された場所に広告付き行政情報モニターを設置し、行政情報に併せて民間企業等の広告を掲出していただくものです。

当事業では、入札後資格確認型一般競争入札方式により、広告料について最低価格（月額）以上で最も高い価格で入札され、かつ、競争入札参加資格を有すると認められた方を契約の相手方とします。

入札参加を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり、諸規制や現地を必ず確認されたうえで、ご参加ください。

広告掲出までの流れ







広告原稿の 審査・承認	名古屋市が定める期限までに広告原稿を提出していただきます。広告原稿について本市の審査・承認を受けた後、広告を掲出していただきます。
----------------	---



広告設置・掲出	令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで 原則として、設置工事等は、上記期間に行ってください。令和8年4月1日から営業開始できなかった場合でも、本市は広告掲出料の返還やその他補償には一切応じられません。
---------	---



広告料及び行政財産 目的外使用料の納付	広告料及び行政財産目的外使用料を名古屋市が定める期限までに、名古屋市が発行する納入通知書により納付してください。
------------------------	--

入 札 説 明 書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、お申し込みください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第1 設置場所等

1 広告を設置・掲出する施設の名称及び所在地

名 称 名古屋市天白区役所

所在地 名古屋市天白区島田二丁目201番地

2 設置掲出場所

1 階 市民課 待合

1 階 保険年金課 待合

※設置数、種類等は仕様書をご覧ください。

第2 参加者の資格

1 参加者の資格について

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 自治令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(平成 15 年 3 月 5 日付 15 財用第 5 号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく更生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく再生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)、商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)又は有限責任事業組合契約に関する法律(平成 17 年法律第 40 号)によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとししない者等であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。
- (6) 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- (7) 入札公告の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(平成 20 年 1 月 29 日付 19 財契第 103 号)に基づく排除措置の期間がない者であること。
* 落札候補者(個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員)について、愛知県警察本部へ氏名(名称)、生年月日、性別、住所(所在地)及び役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。また、契約締結後、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部より排除要請があった場合は、原則として契約を解除します。
- (8) 名古屋市広告掲載基準第 2 に該当する業種又は事業者でないこと。
- (9) 入札公告の日から過去 3 年以内に、広告掲出に係る業務について、官公庁への履行実績があると認められる者であること。
- (10) 名古屋市内に本店・支店・営業所等のいずれかを有する者であること。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」
（平成 20 年 1 月 28 日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。

(3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

(4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。

(6) 排除措置 4 (1) の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

(1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等

(2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

(3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

(4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

(5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第3 広告の掲出条件

1 設置事業者の施設使用形態

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を目的外使用許可する方法により行います。

2 広告の掲出期間

(1) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（掲出準備に要する期間を含む。）

公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを条件として、4 年を限度（最大令和 13 年 3 月 31 日まで）に、1 年を単位として掲出期間を延長（契約を更新）することができます。ただし、目的外使用許可の更新がなされないときは、使用許可期間の満了の日をもってこの契約は効力を失うものとします。

- (2) 更新を希望される場合は、毎年度 11 月末日までに天白区役所企画経理課まで申し出てください。なお、更新する場合の広告料（契約金額）については、当初の広告料（契約金額）を基本とします。また、消費税率が契約期間中に変更された場合は、変更後の税率で算出された額となります。
- (3) 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

3 広告料及び目的外使用料

- (1) 広告料は、入札により決定した金額となります。

※掲載する広告がなく、広告枠に空欄が生じたとしても、広告掲出料の返還・変更はしません。

- (2) 行政財産の目的外使用料（以下、「目的外使用料」という。）は、掲出場所の広告料とは別に、広告掲出面の表示面積に応じて算出した庁舎使用にかかる使用料となり、入札の対象ではありません。

<目的外使用料の算定>

目的外使用料は、月額 900 円／㎡です。掲出期間に 1 月未満の端数があるときは、これを 1 月として計算し、表示面積を目的外使用料（月額 900 円／㎡）に乗じて得た額が 100 円に満たない場合にあっては 100 円とします。なお、1 円未満の端数が生じた場合は切り上げます。

4 必要経費

- (1) 設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。
- (2) 運用に係る電気使用料については設置事業者の負担とします。
- (3) 電気工事が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は、設置事業者の負担とします。

5 広告主及び広告内容

具体的な掲載基準については、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、名古屋市天白区広告掲載要綱を参照してください。なお、広告主及び広告内容については、名古屋市の承認が必要となりますので、原則、広告を掲出しようとする日（広告内容を変更する又は広告を付け替える場合を含む。）の 3 週間前までに天白区役所企画経理課へ掲出広告の原案を提出してください。

6 設置機器の仕様

本案内書内の仕様書をご参照ください。

7 利用上の制限

設置期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、広告料及び目的外使用料（電気を使用する場合は、電気使用料）を期限までに確実に納付すること。
- (2) 広告を掲出設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 目的外使用許可条件を遵守すること。
- (4) 広告付き行政情報モニターの搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、天白区役所の指示に従うこと。なお、広告の具体的な構成については、落札決定後、事前に天白区役所と協議を行うこと。
- (5) その他仕様書の事項を遵守すること。

8 維持管理

設置期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (2) 設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (3) 広告付き行政情報モニターの破損、問合せ並びに苦情については、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

9 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費等があっても一切名古屋市に請求することができません。

第4 入札方法等

1 入札書の提出場所等

入札方法	書留又は簡易書留郵便による送付により行います。 ※普通郵便による入札又は持参による入札は無効となります。 ※郵送した入札書の書換え、引換え、撤回はできません。
入札期間	本公告の日から令和7年12月18日(木)午後5時まで(必着) ※上記期間後に到着した入札は無効となります。 ※入札書の到着確認のお問い合わせにはお答えできません。

郵送先	〒 468-8510 名古屋市天白区島田二丁目 201 番地 名古屋市天白区役所 企画経理課 行 ※ 外封筒(表)に「入札書在中」と朱書きしてください。
必要書類等	(1) 入札書 ア 本案内書の巻末に書式と記載例があります。また名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。詳しくは「第6入札」をご覧ください。 イ 二重封筒（中封筒・外封筒）を用いて郵送してください。 ウ 中封筒には必要事項を記入した入札書を入れて封印し、その表側に入札者名、住所又は所在地、入札件名、開札日を記載してください。 (2) 委任状（代理人が入札する場合） 入札書記載の入札者が代表者と異なる場合（支店、営業所の長など）は、代理人による入札となりますので委任状の提出が必要です。本案内書の巻末に書式と記載例があります。また、名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。 なお、代理人は、同じ物件につき複数の入札を代理することはできません。また、委任者は、複数の代理人に同じ物件の入札を委任することはできません。 ※ 以下のような場合は代理人をたてる必要はありません。（委任状は不要です。） ・入札参加者本人に代わって、入札参加者本人の名で入札する場合 ・入札参加者が法人で、その社員が代表者名で入札する場合
注意事項	入札書を入れ封印した中封筒及び委任状（代理人によって入札しようとする場合）を郵送用の外封筒に入れ、外封筒表側には「入札書在中」と朱書きするとともに、外封筒裏側又は外封筒表側下部に入札者名を記入し、書留又は簡易書留郵便により送付してください。 書留又は簡易書留郵便での送付ではない入札、二重封筒ではない入札、中封筒に上記必要書類等(1)ウにある必要事項の記入がない場合は無効となりますので、ご注意ください。

第5 入札金額

- 1 入札金額は、広告料の月額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）を表示してください。最低価格（月額）以上で最も高い価格（月額）で入札された方が落札候補者となります。
- 2 入札金額には行政財産の目的外使用料を含まないでください。
- 3 最低価格（月額）は、非公表です。

第6 入札

- 1 入札書は、所定の入札書を使用し、必要事項を記入するとともに、記名・押印したうえでご持参ください。
- 2 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシル又は温度変化により筆跡が消える筆記具は使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正して場合には、その箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の直前に「¥」または「金」を記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 入札者は、既に提出された入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は無効とします。
 - (1) 競争入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 最低価格(月額)に達しない金額を記載した入札
 - (3) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - (4) 記入事項を判読できない入札
 - (5) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - (6) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (7) 記名・押印のない入札
 - (8) 同一物件につき同一の名をもってした2通以上の入札(代理人によるものも含みます。)
 - (9) 入札書記載の入札者が、代理人と異なる場合において、委任状を提出していない代理人のした入札
 - (10) 競争入札参加資格確認申請書又は添付資料(以下「申請書等」といいます。)に虚偽の記載をした者のした入札
 - (11) 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、提出期限内にこれを提出しない場合又は落札候補者が競争入札参加資格の確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない場合のその者のした入札

- (12) 入札談合に関する情報があつた場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず、誓約書の提出をしない者のした入札
 - (13) 明らかに談合によると認められる入札
 - (14) 本案内書に定める入札方法によらない入札
 - (15) 本案内書に定める期限までに完了しなかった入札
 - (16) その他入札の条件に違反した入札
- 7 入札保証金は、免除とします。

第7 開札(落札候補者の決定)

開札会場	名古屋市天白区役所 3階 第1会議室
開札日時	令和7年12月22日(月) 午前10時
注意事項	(1) 入札参加者の入場は自由ですが、入札参加者及びその代理人以外の方は入場できません。入場希望者は社員証や名刺など身分を証明できるものをご持参ください。 (2) 開札の結果、入札者のうち最低価格(月額)以上で最高価格(月額)の入札をした方を落札候補者とし、開札会場内で次順位者と合わせて発表します。 (3) 入札結果については、入札者数、落札者名、落札金額を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。公開することに同意いただけない場合は、入札へ参加することができません。 (4) 最高価格(月額)の入札者が複数あるときは、開札終了後、当該入札者にくじを引いていただき、落札候補者を決定します。 (5) 当該入札者が開札会場に来場されない場合又は当該入札者がくじを引かない場合は、この入札事務を担当しない職員が代わりにくじを引きます。 (6) くじにより落札候補者を決定したときは、落札候補者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員に確認していただきます。 (7) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。

第8 競争入札参加資格確認申請

- 1 落札候補者の方は、資格審査を受けていただく必要があります。持参又は郵送により資格審査に必要な書類を提出してください。
- 2 資格審査にあたっては、個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員について、

愛知県警察本部へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。

- 3 落札候補者に資格があると認めた場合は、落札者として決定し、その旨を通知します。
- 4 落札候補者に資格がないと認めた場合は、その旨を通知するとともに、次順位の方を落札候補者とし、同様に入札参加資格の審査を行います。その場合、別途指示する受付期間内に審査に必要な書類を提出してください。
- 5 資格がない旨の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 2 日(その日が休庁日の場合はその後の直近の開庁日)以内に、書面(様式自由)を天白区役所企画経理課へ提出することにより、理由の説明を求めることができます。この場合、原則として書面が提出された日の翌日から起算して10 日以内(土日・祝日を含まない。)に書面で回答します。

受付期間	令和 7 年 12 月 22 日(月)～令和 7 年 12 月 24 日(水) 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分まで ※郵送の場合は上記期間中に提出先に到達したものに限りします。
提出先	<持参の場合> 名古屋市天白区島田二丁目201番地 名古屋市天白区役所 3階 企画経理課 (35番窓口) <郵送の場合> 〒468－8510 名古屋市天白区島田二丁目 201 番地 名古屋市天白区役所企画経理課あて ※封筒に「競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きしてください。
必要書類等	(1) 競争入札参加資格確認申請書 1通 (2)<個人の場合>住民票の写し 1通 <法人の場合>現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通 どちらも発行後3か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。 (3) <法人のみ>法人役員等に関する調書 (4) 履行実績調書 1通 (5) 本店、支店、営業所等所在地確認書 1通 (6) 返信用封筒 1枚 (表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長形3号封筒(12cm×23.5cm) ※必要書類のうち(1)、(3)、(4)、(5)については、本案内書の巻末に書式と記載例があります。また、名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

注意事項	(1) 書類の提出方法は、持参又は郵送に限ります。 (2) 期限までに到達しない申請、必要書類の添付されていない申請は無効となりますので、お早めにご提出ください。 (3) 審査に必要がある場合は、競争入札参加資格確認申請書の補正や追加資料の提出を求めることがあります。 (4) 受付期間終了後は、(3)による場合を除き、提出された競争入札参加資格確認申請書の差替え又は再提出は認めません。 (5) 提出された書類は一切お返しできませんのでご了承ください。 (6) 申請書等の作成及び提出にかかる費用は、落札者の負担とします。
--------------------	--

第9 落札者の決定

落札候補者について資格があると認められた場合は、その方を落札者として決定し、落札決定の通知をします。

入札結果については、落札候補者の資格審査後、入札者数、落札者名、落札金額を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札者名、入札金額について、照会があれば回答しますので、あらかじめご承知おきください。

第10 契約の締結

- 1 落札決定後、競争入札参加資格確認通知書、契約書等の契約関係書類を送付します。(本案内書内に契約書案があります。)
- 2 落札者は、1の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければなりません。ただし、やむを得ない事由があると名古屋市が認める場合は、その期間を延長します。
- 3 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。
- 4 契約は、落札者名義で行います。(契約書に使用する印鑑は、入札書及び競争入札参加資格確認申請書に使用した印鑑と同一の印鑑としてください。)

第11 広告料等の納入

広告料及び使用料は、契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付していただきます。

第12 契約保証金

- 1 契約締結日までに、契約保証金を名古屋市発行の納入通知書により納入していただきます。なお、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の免除）の規定による場合

は、契約保証金の納付が免除されます。

2 契約保証金は、月額広告料の6か月分とします。

3 契約保証金は、契約期間満了後に原状回復を確認の上、還付します。ただし、名古屋市に対する未払いの債務がある場合は、還付する契約保証金額と相殺する場合があります。

4 契約保証金には、利子を付けません。

5 契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関が振出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店でご確認ください。

第13 問い合わせ先

本案内書の内容に質問がある場合は、下記のあて先へ電子メールで質問書を送付してください（様式は自由ですが、質問書を送付の際には、件名に「天白区役所広告付き行政情報モニター設置事業質問書」と記入してください。）

全ての質問に対する回答をまとめた回答書を、令和7年12月11日（木）を目途に各質問者あてに電子メールで回答するとともに、名古屋市公式ウェブサイトで閲覧に供します。

なお、回答には、あわせて仕様の補足等が示されることもあるので、入札の前に必ず確認してください。また、問い合わせ件数等の情報は、入札の競争性・公平性を保つため一切お答えできません。

あて先	名古屋市天白区役所 企画経理課 TEL 052-807-3952 FAX 052-801-0826 電子メール a8073951@tempaku.city.nagoya.lg.jp
期 間	本公告の日から令和7年12月8日（月）正午まで

名古屋市天白区役所における広告付き行政情報モニター設置事業 仕様書

本仕様書においては、名古屋市天白区役所を「市」、広告付き行政情報モニターを「行政情報モニター」、事業者を「事業者」という。

1 設置場所

名古屋市天白区島田二丁目 201 番地

名古屋市天白区役所 1 階市民課待合及び 1 階保険年金課待合

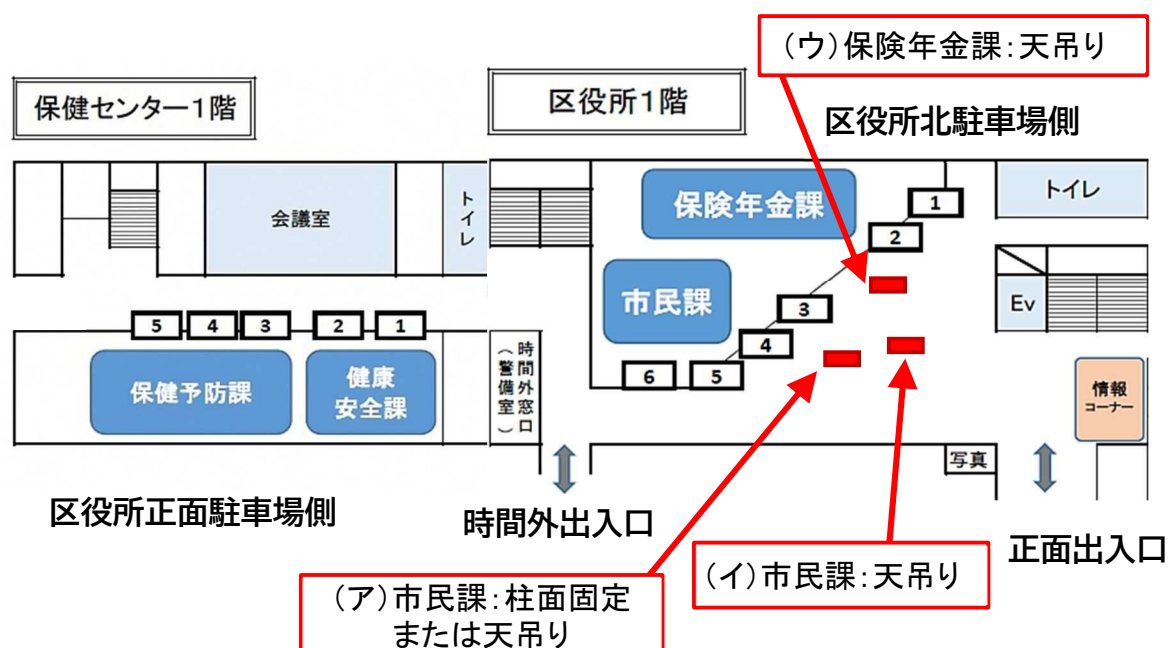
2 設置内容

設置内容	設置数	設置場所
(ア) 広告付き行政情報モニター	1	市民課待合 柱面固定または天吊り
(イ) 広告付き行政情報モニター	1	市民課待合 天吊り
(ウ) 広告付き行政情報モニター	1	保険年金課待合 天吊り

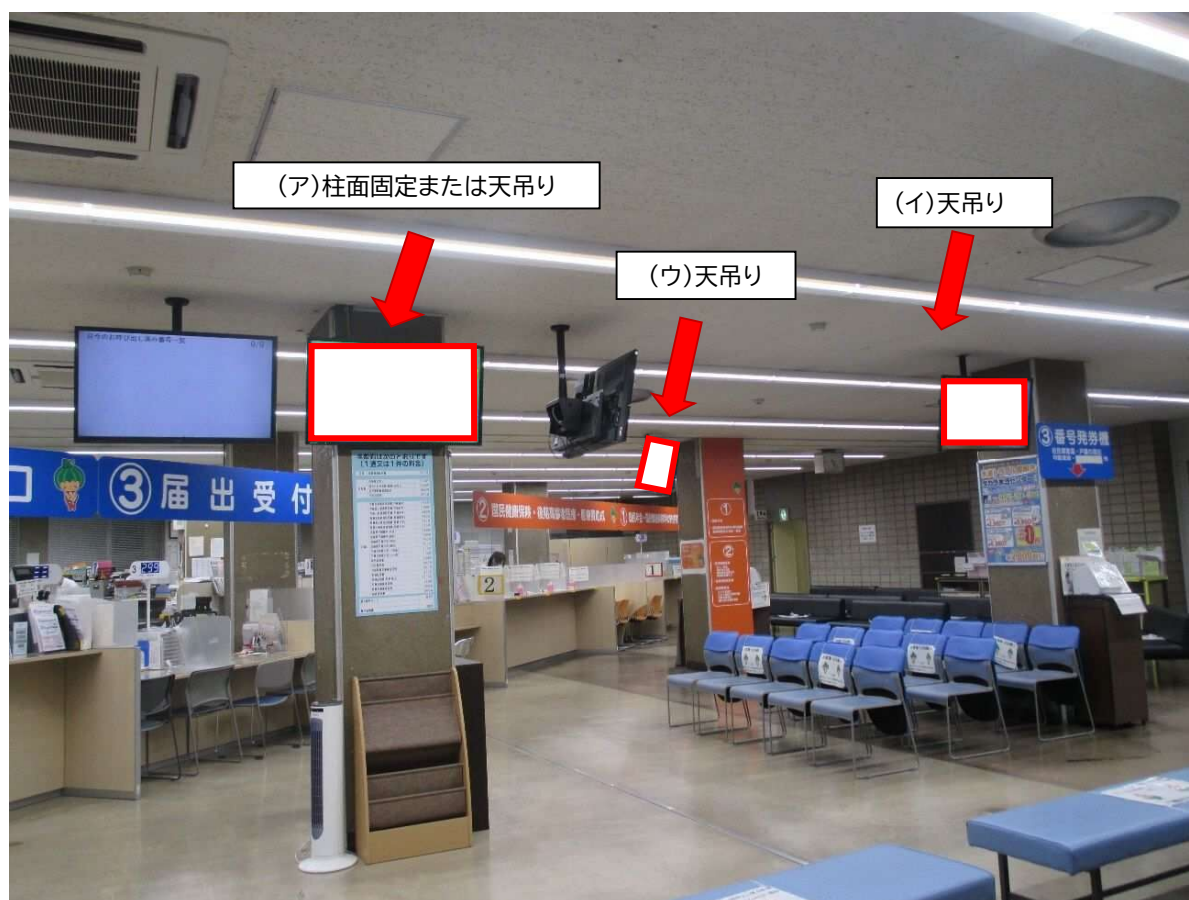
【(ア) ～ (ウ) の共通条件】

- ① 使用モニターサイズは 42 インチ程度
- ② フレームを含む本体の大きさは概ね幅 100cm×高さ 80cm×奥行き 30cm

【設置場所図】



【設置イメージ図】



3 契約期間及び掲出期間

- (1) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (2) 掲出期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
(広告の掲出準備及び撤去に要する期間を含む。)
- (3) 契約期間及び掲出期間は、公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和9年4月1日から4年を限度（最大令和13年3月31日まで）に、1年を単位として更新を申請できる。
- (4) 既存の行政情報モニターからの切り替え掲出となるため、掲出は市と協議のうえ、令和8年4月1日以降に行うこと。なお、営業開始が令和8年4月2日以降となった場合においても、事業者は広告料及び行政財産目的外使用料の減免又は返還を求めることはできない。

4 行政情報モニターの仕様・掲出方法

- (1) 広告については静止画又は動画で表示することができ、また、複数の広告を順番に表示することができるものとする。ただし、表示する場合は無音に限る。

- (2) 行政情報については静止画で表示し、市の担当者がパソコンを用いて原稿及び画像を事業者に引き渡したうえ、事業者が制作を行う。また、複数の情報を順番に表示することができるものとし、行政情報の表示時間は、広告と行政情報の合計表示時間に対して、4分の1以上とする。ただし、表示する場合は無音に限る。
- (3) 行政情報モニターの放映時間は市の窓口業務時間とすること。
- (4) モニターは、液晶など薄型画面のものとし、鋭利な突起物がない安全に配慮したものとする。
- (5) 設置については、据付面に確実に固定し、落下防止等の安全措置を講ずるものとする。なお、補強工事が必要な場合は、その費用は事業者の負担とする。補強方法は市及び事業者が協議のうえ決定し、庁舎本体に負担のかからない方法で行うものとする。
- (6) 撤去時は広告設備設置前の原状を回復すること。
- (7) 上記(1)～(6)に定めるもののほか、掲出方法については、市の指示に従うものとする。

5 行政情報モニターの設置・掲出条件

- (1) 広告主の募集、広告の制作及び行政情報の制作、行政情報モニターの設置、撤去、維持管理にかかる費用については、すべて事業者の負担とする
- (2) 行政情報モニターにかかるメンテナンス、破損や事故時の対応等、一切の保守管理に関しては、事業者の責任と負担においてこれを処理するものとする。
- (3) 広告の具体的な掲載基準については、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準告掲載要綱を参照すること。なお、掲出を希望する広告主及び広告内容については、名古屋市の承認を要するため、原則、広告を掲出しようとする日（広告内容を変更する場合を含む。）の3週間前までに天白区役所企画経理課へ掲出広告の原案を提出すること。
- (4) 放映する広告がなく、広告枠に空き時間が生じる場合、事業者は市と協議して、放映に支障がないような措置を講ずること。なお、広告枠に空欄が生じたとしても、納付済の広告料及び使用料は返還しないものとする。

6 事業者の業務

- (1) 行政情報モニターの設置、管理、撤去、設置場所の原状回復
- (2) 掲出する広告主の募集
- (3) 広告物の掲出及び広告物の内容にかかる対応
- (4) 広告料及び使用料の市への納付

7 事業計画の策定

事業者は、あらかじめ、行政情報モニターの仕様、広告物の仕様、使用料、施工方法、管理体制及び作業スケジュール等を記載した事業計画書（様式は任意とする）を作成し、市に提出するものとする。ただし、市が指示する場合はこの限りではない。

8 広告掲出にかかる行政財産の目的外使用許可

- (1) 事業者は、広告掲出面について行政財産の目的外使用許可を受け、募集の際に提示する広告料とは別に、広告掲出面の表示面積に応じて算出した使用料（月額 900 円／㎡）を納付するものとする。ただし、この広告掲出面は広告掲出モニターに限られる。
- (2) 使用期間に 1 月未満の端数があるときは、これを 1 月として計算する。また、使用許可面積を前号に定める金額に乗じて得た額が 100 円に満たない場合にあっては 100 円とする。なお、1 円未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。
- (3) 広告掲出に伴う電気等の諸設備の利用に必要な経費については、事業者の負担とする。

9 その他

- (1) その他の仕様については市及び事業者が協議のうえ決定する。
- (2) 本仕様に定めるもののほか、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、名古屋市天白区広告掲載要綱及び行政財産目的外使用許可条件、その他関係法令を遵守すること。
- (3) 本仕様に関しては、別添の情報取扱注意項目及び妨害又は不当要求に対する届出義務の適用があるものとする。

情報取扱注意項目

（基本事項）

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（関係法令等の遵守）

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

（適正管理）

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の適正取得）

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（第三者への提供及び目的外使用の禁止）

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

（再委託の禁止又は制限等）

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

（複写及び複製の禁止）

第 7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）

第 8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

（情報の授受及び搬送）

第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

（報告等）

第10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事して

いる者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

（契約解除及び損害賠償等）

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

妨害又は不当要求に対する届出義務

1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

2 受注者が 1 に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

名古屋市天白区役所における広告付き 行政情報モニター設置事業契約書（案）

名古屋市（以下「市」という。）と_____（以下「事業者」という。）とは、名古屋市天白区役所（以下「区役所」という。）における広告付き行政情報モニター（以下「行政情報モニター」という。）の設置、及び広告の掲出に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

- 第1条 市は、区役所の柱面等を提供し、借受人に行政情報モニターを設置掲出させるものとし、借受人はこれに対して市に広告料を納付するものとする。
- 2 市及び借受人は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（掲出場所及び仕様）

- 第2条 行政情報モニターの設置掲出場所及び仕様については、別紙「仕様書」のとおりとする。
- 2 借受人は、本契約の他、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「名古屋市天白区広告掲載要綱」に定めるところに従い、本契約書による行政情報モニターの設置掲出を行わなければならない。

（事業計画の策定及び協議）

- 第3条 借受人は、行政情報モニターの仕様、広告物の仕様、使用料、施工方法、管理体制及び作業スケジュール等、広告掲出に関する事項についてあらかじめ市と協議し、当該事項を記載した事業計画書を市に提出しなければならない。ただし、名古屋市が別途指示する場合はこの限りではない。
- 2 借受人は、前項の事業計画を大幅に変更する場合は、事前に必ず市と協議しその承認を得るものとする。

（契約期間及び更新）

- 第4条 契約期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。
- 2 事業者は、公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和9年4月1日から4年を限度（最大令和13年3月31日まで）に、1年を単位として契約の更新を申請できる。
- 3 前項に定める事業者の申請は、各年11月末日までに市に文書で行うものとする。

なお、申請が無かった場合は、当該年度の契約期間をもって契約は満了する。

- 4 第5条に定める使用許可が取り消されたときは、本契約は効力を失うものとする。

(使用の許可、期間、使用料)

第5条 事業者は広告物の掲出に際して、別途、名古屋市長から名古屋市公有財産規則(平成16年3月31日規則第49号)に基づく使用許可(以下「使用許可」という。)を、その掲出期間について受け、使用許可にあたり付された許可条件を遵守することとする。

- 2 使用許可期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

- 3 事業者は、公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和9年4月1日から4年を限度(最大令和13年3月31日まで)に、1年を単位として使用許可の更新を申請できる。

- 4 事業者は、第1項に定める使用許可を受けるにあたり、所定の使用料を納付するものとする。市の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。納付時期は次のとおりとする。

年 度	期 間	納付時期
令和8年度	令和8年4月～令和9年3月分	令和8年4月末日

(第5条第3項の定めにより使用許可更新された場合の納付時期)

年 度	期 間	納付時期
令和9年度	令和9年4月～令和10年3月分	令和9年4月末日
令和10年度	令和10年4月～令和11年3月分	令和10年4月末日
令和11年度	令和11年4月～令和12年3月分	令和11年4月末日
令和12年度	令和12年4月～令和13年3月分	令和12年4月末日

- 5 前項に定める事業者の申請は、各年11月末日までに市に文書で行うものとする。なお、申請が無かった場合は、当該年度の契約期間をもって契約は満了する。

(広告料及び電気使用料)

第6条 借受人は、前条第3項に定める使用料とは別に、広告掲出場所が有する広告価値を利用する対価として、広告料を市に納付するものとする。

- 2 広告料は年額金_____円(うち取引に係る消費税及び地方消費税額金円)とする。ただし、契約期間中に消費税及び地方消費税に係る税率が変更された場合、変更前の広告料(消費税及び地方消費税抜き)に変更後の税率により算出された消費税及び地方消費税額を加えた額に変更されたものとみなす。

- 3 借受人は、前項に定める広告料を、市の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。納付時期は次のとおりとする。

年 度	期 間	納付時期
-----	-----	------

令和8年度	令和8年4月～令和9年3月分	令和8年4月末日
-------	----------------	----------

(第4条第2項の定めにより契約更新された場合の納付時期)

年 度	期 間	納付時期
令和9年度	令和9年4月～令和10年3月分	令和9年4月末日
令和10年度	令和10年4月～令和11年3月分	令和10年4月末日
令和11年度	令和11年4月～令和12年3月分	令和11年4月末日
令和12年度	令和12年4月～令和13年3月分	令和12年4月末日

- 4 借受人は行政情報モニターの維持管理のために、市の電気を消費する機器を使用する場合、市に電気使用料を納付するものとし、市の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。

(延滞金)

第7条 借受人は、前条第3項に定める納付期限までに広告料を納付しないときは、納付期限の翌日から納付した日までの期間について名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）（以下「契約規則」という。）第33条第1項に定める割合により算定した延滞金を市に納付しなければならない。

(充当の順序)

第8条 貸受人が広告料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が広告料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(契約保証金)

第9条 借受人は、市に対して契約保証金として金_____円（広告料年額の10分の1）を、市が発行する保証金納付書により、本契約締結日に納付しなければならない。ただし、市は契約規則第31条の規定により、契約保証金を納付させないことができる。

2 前項の契約保証金は、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

3 第1項に定める契約保証金については、利息を付さない。

4 借受人に未払いの広告料、損害賠償その他本契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、市は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、市は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を借受人に書面で通知するものとし、借受人は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を市に納付しなければならない。

5 前項の定めにかかわらず、借受人は、契約保証金をもって本契約から発生する借受人の市に対する債務の弁済に充当することを市に請求できない。

6 市は、本契約の終了に伴う借受人の原状回復完了時において、市に未払いの広告

料、損害賠償その他本契約に附帯して発生した借受人の市に対する債務の未払いがあるときは、原状回復完了時において納付されている契約保証金から借受人の市に対する一切の債務を控除した残額を借受人に還付する。

- 7 借受人は、市に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 借受人は、市の承認を得ないで、本契約によって生ずる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは承継し、又はその権利を担保に供することができない。

(契約の履行の一時中止)

第11条 履行場所等の確保ができない等の事象又は暴風、豪雨、高潮、地震、火災その他の自然的若しくは人為的な事象であって、事業者の責めに帰することができないものにより、事業者が契約を履行できないと認められるときは、市は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに事業者へ通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。ただし、市と事業者が協議し、事業計画を変更することにより、広告掲出場所を変更することができる。

- 2 市は、前項の規定により1か月を超える期間において契約の履行の全部又は一部を一時中止した場合は、名東区広告掲載要綱の規定により、納付済みの広告料の一部を返還するものとする。ただし、返還する広告料には利子は付さないものとする。

(広告主及び広告内容の審査)

第12条 借受人は、広告物を掲出する広告主の選定及び広告内容について、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「名古屋市天白区広告掲載要綱」を遵守するとともに、事前に市の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出できない。

- 2 借受人は、前項に定める審査を受けるため、掲出する広告物データ等必要な資料を市の指定する日までに、市に提出するものとする。
- 3 市及び借受人は、広告主及び広告内容について、区役所等の公共性、美観及び区役所等利用者への影響に配慮しなければならない。

(広告内容等の修正・変更)

第13条 市は、広告内容・デザイン等が区役所等に掲出する広告としてふさわしくないと市が合理的な理由により判断したときは、いつでも、借受人に対して広告内容

等の修正を求めることができ、借受人はこれに従わなくてはならない。

- 2 前項の修正に係る費用は、借受人が負担する。
- 3 借受人は、自己の都合により広告内容等を変更するときは、事前に審査を受け、その承認を得るものとする。

(広告内容についての責任)

第14条 借受人は、広告内容等について、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 広告内容に関する一切の責任は借受人が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (2) 広告内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容等に関する財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、借受人は保障するものとする。
- (3) 市に対して第三者から広告活動に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、借受人の責任及び負担において解決するものとし、市は責任及び負担を負わないものとする。

(行政情報モニターの設置にあたっての留意事項)

第15条 借受人は、行政情報モニターの設置にあたっては、区役所等の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造となるよう配慮しなければならない。

- 2 借受人は、行政情報モニターの落下及び破損等により、区役所等利用者に危険を生じさせないように配慮しなければならない。
- 3 市は、借受人に対して、前2項に定める留意事項に関する助言、指導を行うことができ、借受人はこれに従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、借受人が負担する。
- 4 行政情報モニターの設置によって、市又は第三者に損害を与えた場合は、天災等借受人の責に帰さない場合も含め、借受人の責任と負担において、必要となる補償等の措置を行うものとする。
- 5 借受人は、行政情報モニターが毀損、汚損若しくは紛失等した場合は、借受人の責任と負担において、速やかに復旧等の最適な措置を行うものとする。
- 6 市は、行政情報モニターの毀損等を発見した場合、速やかに事業者に通報しなければならない。

(広告物の一時撤去又は一時削除)

第16条 市は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、事業者

に広告物の一時撤去又は一時削除を指示することができ、事業者はこの指示に従わなくてはならない。

- (1) 事業者が、第5条第1項に定める使用許可の許可条件、本契約に定める事項並びに
その他法令等に違反したとき。
 - (2) 広告主又は広告内容が「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「名
古屋市天白区広告掲載要綱」に違反したとき。
 - (3) 第12条第1項の規定による広告内容等の修正を事業者が行わないとき又は前条第
3項に定める市の助言及び指導に事業者が従わないとき。
 - (4) 広告掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当か
つ合理的な理由があると市が判断したとき。
- 2 前項に定める一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと市が認め
るときは、事業者は広告掲出を再開することができる。
- 3 第1項に定める一時撤去又は一時削除、並びに前項の再開に係る費用は事業者が負
担する。
- 4 第1項に定める指示があつたにもかかわらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当
期間内に事業者が一時撤去又は一時削除を行わないときは、市は、事業者の承諾を
得ることなく、広告物を自ら一時撤去することができ、これに要した費用は事業者
が負担するものとする。この場合において、市は一時撤去によって生じた事業者の
損害の賠償を行わない。
- 5 本条に基づき一時撤去又は一時削除が行われた場合、当該期間中の広告料は違約
金とみなし、事業者に返還しない。
- 6 前項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

(市の解除権)

第17条 市は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、書面により事業者に
通告し、本契約を解除することができる。

- (1) 第5条に定める使用許可を事業者が得られないとき又は取り消されたとき。
- (2) 法令違反又は正当な理由なく本契約に違反したとき。
- (3) 本契約の内容の履行に関し、事業者又はその代理人若しくは使用人等の関係各位
者に著しく不正又は不誠実な行為があつたとき。
- (4) 事業者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為
があつたとき。
- (5) 事業者による破産手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、又は事業者に対す
る租税滞納処分がある等、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれ
があると認められる相当な理由があつたとき。

- (6) 次条の規定によらないで、事業者が本契約の解除を申し出たときで、市が契約の解除が相当であると認めるとき。
- 2 市は、前項各号に定める場合の他、行政目的等により、やむを得ず本契約を解除する必要があるときは、事業者との協議により本契約を解除することができる。
- 3 本条の規定により本契約が解除された場合において、事業者の責に帰すべき理由がある場合は、市は納付済広告料を違約金として事業者に返還しない。
- 4 前項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。
- 5 事業者は、第1項の規定による契約の解除により損害が生ずることがあっても、その損害に関し市に賠償を請求することはできない。

(事業者の解除権)

- 第18条 事業者は、市が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により市に通告し、本契約を解除できる。
- (1) 市が正当な理由なく本契約に違反したとき。
- (2) この契約の履行に関し、市に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
- 2 事業者は、事業者の都合により契約の解除を申し出る場合、解約を希望する3ヶ月前に申し入れをするものとする。

(解除に伴う撤去等)

- 第19条 事業者は、本契約が解除されたときは、自己の負担により遅滞なく広告物の撤去を行わなければならない。

(原状回復義務)

- 第20条 許可期間が満了し、又はこの契約が解除された場合には、事業者は自己の費用をもって行政情報モニターを契約満了日までに撤去し、原状に回復して市に返還しなければならない。ただし、市が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。
- 2 事業者は、前項の定めにより原状に回復した後、直ちに市の検査を受け、市の承認を得なければならない。
- 3 本契約が終了したにもかかわらず、事業者が原状に回復しない場合は、本契約終了の翌日から原状回復完了までの間、事業者は市に対して広告料相当額の使用損害金を納付する他、市に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(損害賠償)

- 第21条 事業者は、第13条第1項、第15条第3項、第16条第1項、第17条第1項により損

害が生ずることがあっても、その損害に関し市に賠償を請求することはできない。

- 2 事業者は、本契約を履行するにあたり、市に損害を与えたときは、事業者の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が市の責に帰すべき理由による場合においては、その限りではない。
- 3 事業者は、本契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、事業者の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が市の責に帰すべき理由による場合においては、その限りではない。
- 4 第2項に規定する損害賠償の額は市及び事業者が協議して定める。
- 5 事業者は、第三者との間に紛争が生じた場合においては、責任を持って処理解決にあたる。

（著作権等の管理）

第22条 事業者は広告の掲出に際して、著作権（著作権、意匠権、商標権又はノウハウその他一切の権利を含み、市の所有であると否とは問わない）を使用するときは、使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（秘密の保持）

第23条 事業者は業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約の費用）

第24条 本契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて事業者の負担とする。

（特記事項の適用）

第25条 本契約に関しては、別添の「談合等不正行為に対する特約条項」及び「暴力団関係事業者との契約解除」の適用があるものとする。

（疑義の解釈等）

第26条 この契約に定めるもののほか、事業者は、契約規則その他関係法令の定めるところに従うものとし、本契約の定めに疑義が生じたとき、又本契約書に定めのない事項については、市及び事業者が協議して定める。

上記契約の締結を証するため本書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

市 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

印

事業者

印

談合等不正行為に対する特約条項

(談合その他の不正行為に係る発注者の解除権)

第1条 名古屋市は、事業者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 事業者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 事業者又は事業者の役員若しくは事業者の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、事業者又は事業者の役員若しくは事業者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、名古屋市が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）（以下「契約規則」という。）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 事業者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、名古屋市が契約を解除するか否かにかかわらず、事業者は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など名古屋市に金銭的損害が生じない行為として、事業者がこれを証明し、そのことを名古屋市が認めるとき。
- (2) 前条第1項第2号のうち、事業者又は事業者の役員若しくは事業者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、

事業者又は事業者の役員若しくは事業者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

- 2 第1項に規定する場合において、事業者が共同企業体であり、既に解散しているときは、名古屋市は、事業者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、事業者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、名古屋市に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、名古屋市は、事業者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

暴力団関係事業者との契約解除

（名古屋市の解除権）

第1条 名古屋市は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、名古屋市が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 45 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

名古屋市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ウェブサイトなど、市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲出し、又は表示する（以下「掲載する」という。）ことをいう。
- (3) 局長 名古屋市事務分掌条例（昭和22年条例第16号）第1条に規定する局及び室、会計室、消防局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、市会事務局の長及び区長をいう。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第3条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適当であると認めら

れるもの

(広告掲載に関する定め)

第 5 条 局長は、その所管に属する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。ただし、企画提案型広告については、名古屋市企画提案型広告掲載要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の範囲
- (3) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (4) 広告掲載料
- (5) 広告の募集方法及び選定方法
- (6) 審査機関
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

(広告掲載に関する審査)

第 6 条 局長は、広告媒体に掲載する広告の可否等を審査するため、審査機関を設ける。

(その他)

第 7 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 30 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

名古屋市広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、所管局が広告媒体への広告掲載の可否を判断する場合に必要な基準を作成するにあたり、参考基準として定めるものである。

(規制業種又は事業者)

第2 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する風俗営業
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い、運勢判断に関するもの
- (8) 興信所・探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (11) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (12) 暴力団関係事業者（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。）
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(掲載基準)

第3 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそ

れがあるもの

ク 社会的に不適切なもの

ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）

根拠のない表示や誤解を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」等

イ 射幸心を著しくあおる表現、特にギャンブルについて過度に購入をあおる表現

ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブルについて過度に購入をあおる表現

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) 前各号に定めるもののほか、掲載する広告として不適当であると認められるもの

（個別の基準）

第4 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成するものとする。

(ウェブサイトに関する基準)

第5 ウェブサイトへの広告に関しては、ウェブサイトに掲載する広告だけでなく、当該広告が直接リンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

名古屋市天白区広告掲載要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、名古屋市天白区（以下、「天白区」という。）内で所管する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲出し、又は表示する（以下「掲載する」という。）ことに関して、名古屋市広告掲載要綱（以下「市要綱」という。）に定める事項のほか、必要な事項を定めるものである。

(広告媒体の種類)

第 2 条 この要綱において広告媒体とは、天白区の課・公所が所管する公有財産、作成する印刷物、又は所管するその他の資産をいう。ただし、新たに広告を掲載する媒体である場合は、あらかじめ広告掲載が可能か天白区広告審査会（第 15 条に定めるものをいう。以下第 4 条第 2 項、第 6 条、第 7 条第 2 項、第 8 条第 2 項、第 10 条において同じ。）の承認を受けたものに限る。

(広告の掲載基準)

第 3 条 名古屋市広告掲載要綱に基づいて定められた名古屋市広告掲載基準に定めるもののほか、広告媒体の公共性、中立性又はその品位を損なう等、掲載するのがふさわしくないものは、広告媒体への掲載を行うことができない。

(広告の募集)

第 4 条 広告の募集は、広告媒体を所管する課（以下「所管課」という。）の長（新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告を募集する場合は、所管する部長級の者）が、次に掲げる事項を記載した募集要領を定めて、名古屋市公式ウェブサイト等により行うものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間
- (3) 広告掲載料及び納付期日（次項に該当し、広告掲載料の徴収を行わない場合を除く。）
- (4) 広告媒体の納付期日（次項に該当する場合に限る。）
- (5) 広告の募集対象
- (6) 広告の申込み手続き（申込書の様式を含む。）
- (7) 広告の選定方法
- (8) 広告掲載手続き
- (9) その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

- 2 所管課の長は、効率的な事務の執行が見込める場合にあっては、広告主の負担により、広告を掲載した広告媒体の納付(以下「現物納付」という。)をもって、広告掲載料の徴収に代えることができる。ただしあらかじめ天白区広告審査会の承認を受けなければならない。

(広告掲載の申し込み)

第 5 条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、募集要領に定められた申込書により申し込みを行う。

- 2 広告掲載希望者には、広告の取次ぎを営業とするもの（以下「広告代理業者」という。）を含む。

(広告掲載の決定等)

第 6 条 所管課の長は、この要綱及び前条の募集要領に基づき広告掲載の可否を決定するものとする。ただしあらかじめ天白区広告審査会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の決定を行うに当たり、所管課の長は広告掲載希望者に対し追加の資料の提出を求めることができる。
- 3 所管課の長は、広告掲載希望者に対し第 1 項の決定内容を書面により通知するものとする。

(広告原稿の作成等)

第 7 条 広告の原稿は、広告掲載の通知を受けた者（以下「広告主」という。）の責任及び負担において作成し、指定された期日までに所管課の長へ提出しなければならない。

- 2 広告主のうち、広告代理業者が他の者にかかる広告を掲載しようとする場合は、所管課の長を通じ天白区広告審査会の承認を受けなければならない。

(広告内容の変更)

第 8 条 広告の内容又はデザイン等の内容（以下「広告の内容等」という。）が、第 3 条に該当していると認められる場合には、所管課の長は速やかに期日を定め、広告主に対しその内容等の改善を求めるものとする。

- 2 所管課の長は、前項の規定により広告の内容等の改善を求める際に、必要に応じて天白区広告審査会の意見を聞くことができる。
- 3 第 1 項の規定により改善を求められた広告主は、指定された期日までに内容等を改

善した広告の原稿を所管課の長へ提出しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第 9 条 広告主は、広告掲載の決定後、広告掲載料を所管課の長が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、所管課の長が特に必要があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、又は分割して納付させることができる。

(広告掲載の取り止め)

第 10 条 所管課の長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、広告主に事前に通知した上で、広告掲載の決定を取り消し、広告の掲載を取り止めるものとする。ただしあらかじめ天白区広告審査会の承認を受けなければならない。

- (1) 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合
- (2) 指定した期日までに広告の原稿の提出が行われない場合
- (3) 第 8 条の規定によっても、広告の内容等の改善が行われない場合
- (4) その他広告掲載が不適當であると判断したとき

2 前項の規定により広告の掲載を取り止めた場合には、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

(広告掲載の取り下げ)

第 11 条 広告主は自己の都合により、広告の掲載を取下げることができる。ただし、現物納付の後又は印刷物の印刷終了後においては、取下げはできないものとする。

2 前項の規定により、広告掲載の取り下げを希望する広告主は、書面にて、速やかに所管課の長に申し出るものとする。

3 第 1 項の規定により広告主が広告掲載を取り下げた場合は、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

(広告掲載料の返還)

第 12 条 広告主の責に帰さない理由により、1 月を超える期間連続して広告の掲載ができなくなった場合は、納付済みの広告掲載料の一部を返還する。ただし、返還する広告掲載料には利子は付さないものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を停止した日から起算して1 月を超えた日の属する月から、広告の掲載を再開した日の前日の属する月までの月額 of 広告掲載料の合計額とする。

3 前項の場合の広告の掲載の再開とは、広告の掲載が再開した状態が 24 時間連続して続いた場合をいうものとする。

(広告主の責務)

第 13 条 広告主は、広告の作成、デザイン、内容その他当該広告に関する一切の責任を負う。

- 2 広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申し立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等にかかる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。
- 4 広告主は、広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。
- 5 広告主は、自己の責に帰す理由により、広告内容等の変更、広告の取り止め及び取り下げ等を行う必要がある場合は、その際生じるすべての経費を負担するものとする。

(協議)

第 14 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(天白区広告審査会の設置)

第 15 条 広告掲載希望者、広告主、掲載する広告が適正であるか、又は広告の掲載手続きが適正に執行されているか等を審査するほか、名古屋市企画提案型広告掲載要綱に定める企画提案型広告に対する意見書の審査をするため、天白区広告審査会（以下、「広告審査会」という。）を設置する。

- 2 前項に定める広告審査会の委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合は、あらかじめ委員長が指定する者が委員長の職務を代理する。
- 4 広告審査会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。
- 5 広告審査会は、所管課の長の申し出がある場合又は委員長が特に必要と認める場合に開催する。
- 6 広告審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 7 広告審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

8 委員長は、必要と認めるときは、広告審査会に委員以外の者の出席を求め、説明を聞くことができる。

9 広告審査会の庶務は、天白区区政部企画経理課が行なう。

(その他)

第 16 条 指定管理者及び管理代行者が広告掲載に係る事務を行う場合は、本要綱を準用するものとする。

第 17 条 その他広告掲載につき必要な事項は天白区長が定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成 21 年 11 月 2 日から施行する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

委員長	企画経理課長
委 員	総務課長 地域力推進課長 市民課長 民生子ども課長 健康安全課長 その他委員長の指名する職員

行政財産目的外使用許可条件

- 1 本許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、納付金額 _____ 円を、別途発行する納入通知書により、指定期日までに納付しなければならない。
- 2 使用期間中に、経済情勢の変動、関係法令の改廃その他の事情により、使用料を改定することがある。
- 3 正当な理由がないのに使用料の納付を遅延したときは、税外収入の延滞金の徴収に関する条例(昭和 39 年条例第 3 号)に定めるところにより計算した金額を延滞金として支払うものとする。
- 4 使用者は、常に善良な管理者の注意をもって使用物件を維持管理しなければならない。
- 5 使用者は、使用物件を表面に記載する使用目的及び用途のため以外に使用してはならない。ただし、事前に変更の申請を書面により提出し、市長の承認を得た場合にはこの限りではない。
- 6 使用者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。
- 7 次の各号に該当するときは、本許可を取消し、又は変更することができる。この場合において、使用者に損失が生じて市はその補償をしないものとする。
 - (1) 公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき
 - (2) 以下①～⑧のいずれかに該当したとき
 - ① 政治的又は宗教的用途に供した場合
 - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業その他これに類する業の用途に供した場合(ただし、催事、興行、催し物又は大規模小売店等の新規開店等の際に、近隣の違法駐車対策等の観点から特に必要であると認められる臨時駐車場として使用する場合を除く。)
 - ③ 風営法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用途に供した場合
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者を利する用途に供した場合
 - ⑤ 公序良俗に反するおそれがある場合
 - ⑥ 周辺環境を損なうおそれがある場合
 - ⑦ 本市の事務事業の遂行や当該行政財産の管理上支障の生じるおそれがある場合
 - ⑧ その他使用者が許可条件に違反したと認められるとき
- 8 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用若しくは公共用に供するため使用許可を取り消したとき、又は市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 9 使用者は、使用許可を取り消されたとき、又は使用期間が満了したときは、自己の費用により市長が指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。
- 10 使用者は、その責めに帰すべき事由により使用物件に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、使用物件を原状に回復したときは、この限りでない。
- 11 使用者は、市が行う使用物件の実地調査に協力しなければならない。
- 12 使用者は、使用物件の使用に伴う電話、電気、ガス、水道等の諸設備の利用に必要な経費を負担しなければならない。
- 13 使用者は、使用物件について有益費又は必要費を支出することがあっても、これを市に請求することができない。
- 14 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。
 - (1) 住所又は氏名(法人にあつては所在地、名称又は代表者の氏名)を変更したとき
 - (2) 使用物件が滅失し、又は損傷したとき
- 15 使用期間中に、使用者に相続又は合併があったときは、使用許可を受けた法的な地位は、その相続人又は合併後の団体には承継されない。
- 16 本許可の条項に疑義があるとき、その他使用物件の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定による。

入札書を封入する中封筒

(表面)

() 書きの記入は不要です。

(開札日) 令和7年12月22日開札

行政情報モニター設置事業

(入札件名) 名古屋市天白区役所における広告付き

(住所又は所在地) 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

(入札者名) 名古屋株式会社 代表取締役 名古屋一郎

※ 代理人によって入札する場合は、代理人の(入札者名)、(住所又は所在地)を併記すること。

※横書きによる記入でも構いません。

入札書の郵送用外封筒

(表面)

切 手	4 6 8-8 5 1 0	名古屋市天白区役所 企画経理課 行	名古屋市天白区島田二丁目201番地
(令和7年12月22日開札) 入札書在中		名古屋市天白区役所における広告付き	
必ず朱書き してください		行政情報モニター設置事業	

※書留又は簡易書留郵便により提出してください。

※受付期間内に必着するように郵送してください。

入 札 書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(入札者) 所 在 地

商号又は名称

役 職 名

氏 名

印

入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

件 名 名古屋市天白区役所における広告付き行政情報モニター設置事業

	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	壺
金額								

ただし、広告料の月額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシル又は温度変化により筆跡が消える筆記具は使用できません。
- 3 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の直前に「¥」または「金」を記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- 4 提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 入札者が代表者と異なる場合（代表者から委任を受けた支店・営業所の長等が入札者の場合）は、この入札書の提出時において、別途「委任状」の提出が必要となります。

入 札 書

令和 7 年 ● 月 ● 日

(あて先) 名古屋市長

(入札者) 所 在 地 名古屋市 中区 三の丸三丁目1番1号

商号又は名称 名古屋株式会社

役 職 名 代表取締役

氏 名 名古屋 一郎

印

入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

件 名 名古屋市天白区役所における広告付き行政情報モニター設置事業

	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	壺
金額		¥	9	9	9	9	9	9

ただし、広告料の月額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシル又は温度変化により筆跡が消える筆記具は使用できません。
- 3 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の直前に「¥」または「金」を記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- 4 提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 入札者が代表者と異なる場合（代表者から委任を受けた支店・営業所の長等が入札者の場合）は、この入札書の提出時において、別途「委任状」の提出が必要となります。

委 任 状

私（甲）は、都合により乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和 7 年 12 月 2 日付で公告のありました「名古屋市天白区役所における広告付き行政情報モニター設置事業」に関する一切の権限を委任します。

本委任を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

（委任者）所 在 地

商号又は名称

役 職 名

氏 名

上記委任の件、承諾いたしました。

（受任者）所 在 地

商号又は名称

役 職 名

氏 名

（あて先）名古屋市長

記 載 例

委 任 状

入札書記載の入札者が代表
者と異なる場合は、この委任
状の提出が必要となります。

私（甲）は、都合により乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和 7 年 12 月 2 日付で公告のありました「名古屋市天白区役所における広告付き行政情報モニター設置事業」に関する一切の権限を委任します。

本委任を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約いたします。

令和7年●月●日

入札書の提出日以前の
日を記入してください。

（委任者）所 在 地 名古屋市中央区三の丸三丁目1番1号
商号又は名称 名古屋株式会社
役 職 名 代表取締役
氏 名 名古屋 一郎

上記委任の件、承諾いたしました。

（受任者）所 在 地 名古屋市天白区三の丸三丁目1番1号
商号又は名称 名古屋株式会社 天白支店
役 職 名 支店長
氏 名 天白 太郎

（あて先）名古屋市長

競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(申請者) 所 在 地

商号又は名称

役 職 名

フリガナ
氏 名

令和 7 年 12 月 2 日付で公告のありました「名古屋市天白区役所における広告付き行政情報モニター設置事業」に係る競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと、この「名古屋市天白区役所における広告付き行政情報モニター設置事業」に係る入札公告に定める競争入札参加資格を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類

- 1 <個人の場合> 住民票の写し 1 通
<法人の場合> 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1 通
どちらも発行後 3 か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。
- 2 <法人のみ> 法人役員等に関する調書 1 通
- 3 履行実績調書 1 通
- 4 本店、支店、営業所等所在地確認書 1 通
- 5 返信用封筒 1 枚（表に申請者の住所・氏名（担当者あて可）を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長形 3 号封筒（12cm×23.5cm））

担当者		電 話	
-----	--	-----	--

競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(申請者) 所 在 地 **名古屋市中区三の丸三丁目1番1号**

商号又は名称 **名古屋株式会社**

役 職 名 **代表取締役**

フリガナ **ナゴヤ イチロウ**
氏 名 **名古屋 一郎**

令和7年12月2日付で公告のありました「名古屋市天白区役所における広告付き行政情報モニター設置事業」に係る競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと、この「名古屋市天白区役所における広告付き行政情報モニター設置事業」に係る入札公告に定める競争入札参加資格を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類

- 1 <個人の場合> 住民票の写し 1通
<法人の場合> 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通
どちらも発行後3か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。
- 2 <法人のみ> 法人役員等に関する調書 1通
- 3 履行実績調書 1通
- 4 本店、支店、営業所等所在地確認書 1通
- 5 返信用封筒1枚（表に申請者の住所・氏名（担当者あて可）を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長形3号封筒（12cm×23.5cm））

担当者

営業課 甲野 乙郎

電 話

000-123-4567

法人役員等に関する調書

商号又は名称				
所 在 地				
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		

(注)法人の役員について記載すること。

法人役員等に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社			
所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号			
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	(ナゴヤ イチロウ) 名古屋 一郎	T・ S ・H・R 20・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目 1番1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	T・ S ・H・R 21・7・14	女	名古屋市中区三の丸三丁目 1番1号
取締役	(アイチ ジロウ) 愛知 次郎	T・ S ・H・R 30・6・13	男	名古屋市中区丸の内二丁目 1番36号
監査役	(コウシャ サブロウ) 公社 三郎	T・ S ・H・R 40・5・12	男	名古屋市中区二の丸二丁目 2番2号
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		

代表役員については、法人登記簿に記載されている住所地を記入し、その他の役員については、現住所を記入してください。

(注) 法人の役員について記載すること。

履 行 実 績 調 書

令和 年 月 日

(あて先)名古屋市長

(落札候補者) 所 在 地
商号又は名称
役 職 名
氏 名

次のとおり、令和7年12月2日付で公告のありました「名古屋市天白区役所における広告付き行政情報モニター設置事業」にかかる入札公告に定める競争入札参加資格につきまして、下記のとおり履行実績を有しておりますので届け出ます。

あわせて、下記事項を証明できる書類（行政財産使用許可書、広告掲出事業契約書等の写し等）を添付します。

記

業務内容	
名古屋市	
履行期間	
履行場所	
契約期間	
概 要	

記 載 例

履 行 実 績 調 書

競争入札参加資格確認
申請書の提出日を記入し
てください。

令和 年 月 日

(あて先)名古屋市長

(落札候補者) 所 在 地 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

商号又は名称 名古屋株式会社

役 職 名 代表取締役

氏 名 名古屋 一郎

次のとおり、令和7年12月2日付で公告のありました「名古屋市天白区役所における広告付き行政情報モニター設置事業」にかかる競争入札参加資格につきまして、下記のとおり履行実績を有しておりますので届け出ます。

あわせて、下記事項を証明できる書類（行政財産使用許可書、広告掲出事業契約書等の写し等）を添付します。

記

業務内容	●●市役所における行政情報モニター広告掲出事業
名古屋市	●●市
契約期間	令和●年●月●日から令和●年●月●日まで
履行場所	●●市役所
履行期間	令和●年●月●日から令和●年●月●日まで
概 要	●●市の市役所において、行政情報モニターを設置し、広告を掲出するもの。

本店、支店、営業所等所在地確認書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(落札候補者) 所 在 地
商号又は名称
役 職 名
氏 名

次のとおり、令和7年12月2日付で公告のありました「名古屋市天白区役所における広告付き行政情報モニター設置事業」の入札につきまして、下記のとおり本店、支店、営業所等が名古屋市内にありますので報告いたします。

記

名 称	
所在地	
連絡先	
その他	

記載例

本店、支店、営業所等所在地確認書

競争入札参加資格確認
申請書の提出日を記入し
てください。

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(落札候補者) 所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
商号又は名称 名古屋株式会社
役職名 代表取締役
氏 名 名古屋 一郎

次のとおり、令和7年12月2日付で公告のありました「名古屋市天白区役所における広告付き行政情報モニター設置事業」の入札につきまして、下記のとおり本店、支店、営業所等が名古屋市内にありますので報告いたします。

記

名 称	名古屋株式会社
所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
連絡先	000-123-4567
その他	